

内部監査の実施状況について
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

兵 庫 労 働 局

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室 (全 13 課室)	令和 6 年 11 月 25 日から令和 7 年 1 月 31 日にかけて実 施	・ 管理事務に関する事項 ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 物品管理に関する事項 ・ その他	管理事務に関する事項について 休暇簿の処理誤り、超過勤務及び官用 車に関する書類の処理誤りが認められ た。 会計経理事務に関する事項について 問題は認められなかった。 物品管理に関する事項について 問題は認められなかった。	不適正な事務処理が認められた所 属については、是正するよう文書で 指示し、原因と再発防止を含む改善 報告がなされた。 さらに内部監査等の取りまとめ結 果を全所属へ通知して、事案の共有 と適正な事務処理の徹底を指示し た。
神戸東労働基 準監督署 他 10 署 神戸公共職業 安定所 他 13 所	令和 6 年 9 月 11 日 から同年 11 月 14 日、令和 7 年 1 月 7 日から同年 2 月 6 日にかけて実施	・ 管理事務に関する事項 ・ 会計経理事務に関する事項 ・ 物品管理に関する事項 ・ その他	管理事務に関する事項について 超過勤務及び出張に関する書類の処理 誤りが認められた。 会計経理事務に関する事項について 現金管理簿の現金引受者の不備、支払 決議書の不備、現金出納簿の不備、支払 内訳書の不備が認められた。 物品管理に関する事項について 物品管理簿、重要物品確認リストの年 度繰越処理の不備、ＩＣカードの管理の 不備が認められた。	不適正な事務処理が認められた所 属については、是正するよう文書で 指示し、原因と再発防止を含む改善 報告がなされた。 さらに内部監査等の取りまとめ結 果を全所属へ通知して事案の共有と 適正な事務処理の徹底を指示した。